

2019 年度第 15 回がん薬物療法専門医資格審査

「口頭試問（面接）」について

口頭試問全体について指摘すべき点は例年と同様で以下の通りです。

1. 本試験におきましては、専門医として相応しい研修をされていれば、診療チームの一員としての診療であっても、経験症例として認めています。面接では、この観点から、その患者の診療に主体的に関わったかが問われます。つまり、治療方針、治療目的、薬物療法の決定の根拠、薬物療法の内容、有害事象、支持療法などの基本的な事項について、適切に説明できなかった場合は、実際に診療に関わっていなかったと判断し、不合格と致しました。
2. がん薬物療法専門医には EBM の実践が求められます。EBM の否定など本学会が求める専門医像と著しく異なる診療姿勢が明らかであれば、専門医として相応しくないと判断しました。
3. 面接において、抗がん薬の投与量、投与スケジュールを遵守する意識が希薄である、あるいは、有害事象への配慮が欠如するなど、患者に治療関連死などの重大な不利益を生ずるリスクが高いと思われる診療姿勢が明らかであれば、専門医として相応しくないと判断しました。
4. 面接で知識不足と判断された受験者に対しては、そのみを理由に不合格とはせず筆記試験の結果もふまえて総合的に判断しました。

日本臨床腫瘍学会
がん薬物療法専門医制度委員会 専門医審査部会
部会長 松村 到